

2. 申込資格

(基準日: 申込受付期間最終日)

一般世帯

入居申込みは次の1から4までのすべてに該当する場合に限りです。

- 1 現在同居し、または、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者等を含む)がいること。
※ 婚約者の場合は、6ページの入居資格事前審査までに入籍できることが条件となります。
- 2 現在住宅に困窮していることが明らかなこと。
※ 持家を有している場合や、既に公営住宅にお住まいの場合は、原則として申込みできません。
- 3 入居しようとする家族全員の収入の合計額が申込み収入基準の範囲内にあること。
(詳細は16～17ページをご覧ください。不明な点はお問い合わせください。)
- 4 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。

単身者

〈単身で入居できる団地は23～24ページの団地一覧のみです〉

一般世帯の申込資格の2から4を備え、23～24ページ(2)の(特定資格あり)を希望の場合は、以下のいずれかに該当する場合に限りです。

○単身で申込みできる場合

- 1 60歳以上の人
- 2 身体障害者手帳1級から4級までの交付を受け得る程度の障がいがある人
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの交付を受け得る程度の障がいがある人
- 4 3と同程度の知的障がいがある人
- 5 生活保護法による被保護者(生活保護受給者)である人
- 6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている人
- 7 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは表の3の第1款症である人
- 8 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人
(医療特別手当証書の交付を受けている人)
- 9 被災市街地復興特別措置法第21条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすとき
- 10 DV被害者であり、次の1)、2)、3)、4)のいずれかに該当する人
 - 1) 配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設、母子生活支援施設において保護を受けた後、5年以内である
 - 2) 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後、5年以内である
 - 3) 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている
 - 4) 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者暴力被害申出が受理されている
- 11 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である人
- 12 海外からの引き揚げ者で、本邦に引き揚げてきた日から5年を経過していない人
- 13 福島復興再生特別措置法第40条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすとき
- 14 月浦団地(水俣市)に入居を申し込む人

※ 2から13に該当する場合は、資格審査時に証明する手帳や書類をご提出いただきます。

確認ができない場合は、失格となる場合がありますのでご注意ください。

※ 常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。

※ 持家を有している人の入居申込みは、原則以下の場合に限りです。

- 入居資格審査までに原則売買契約等が成立していること。(売買契約書・解体工事請負契約書等の写しを提出頂きます。)
- ※ 既に公営住宅にお住まいの人の入居申込みは、以下のような場合に限りです。
 - 2世帯以上(親世帯、子世帯等)で同居しており、公営住宅の名義人でない世帯
 - 適正世帯人員数ではない住戸にお住まいの世帯
(お住まいの部屋の専用床面積と家族数との関係になりますので、詳細についてはお問い合わせください)
 - 重度身体障がい者(車イス常用者)がおり、当該仕様の住宅への住替えを希望する
 - 重度身体障がい者(車イス常用者)用住戸に入居しているが、該当者がいなくなった
 - 低層階・エレベーター設置棟への入居希望制度の対象者に該当し、低層階・エレベーター設置棟への住替えを希望する(9～10ページ記載の証明書類が必要です)
 - 現在お住まいの住宅が遠距離(片道60km以上又は、1時間半以上を目安)通勤、通院、介護等を余儀なくされている